Weekly コラム

令和3年10月19日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル4号館4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑚と親睦を通じて、 斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその 事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

履歴書新様式と 採用手続きの変化

◆厚労省が公表した履歴書新様式

昨年JIS規格の履歴書が様式集から削除され、新たに令和3年4月に厚生労働省で新様式が公表されました。

新様式は性別欄任意記載、かつ扶養家族数(配偶者を除く)、配偶者、配偶者の扶養義務、通勤時間の諸項目が削除されました。 ①性別の記載

性自認の多様な在り方に対応するため、性別欄は任意記載とされました。

②扶養家族数、配偶者の有無、扶養義務の 有無及び通勤時間

プライバシーの要素が非常に高いものとして 項目欄を削除されました。公正な採用選考と して、A応募者の基本的人権の尊重、B応募 者の適性・能力に基づいて行うようにし、就職 差別につながる恐れのある通勤時間や住居 状況、生活環境、家庭環境などの把握は避け るとしています。扶養家族数や通勤時間は本 人の能力と直接関係ない事項としています。

◆企業独自の履歴書も可能

新様式の法的拘束力はないとされています。 募集したい人材に応じて企業が独自の履歴 書を使用することも可能ですが、就職差別に つながる項目は避けるべきでしょう。独自の履 歴書の場合、今回の改正点をあえて前と同じ にすることは時代に沿ってないなと判断される ことになるかもしれません。今後特に指定しな かったときは新様式で応募してくる人が増える でしょう。

◆問題点を質問にしておく

しかし採用側から見れば家庭の事情も知らずに働かせ、後でトラブルになっても困りますし、賃金額に影響するのに家族手当や通勤手当の金額が事前に把握できないのも問題です。

例えば扶養家族については「○時くらいまで残業することがありますが対応できますか?」「全国転勤もあり得ますが対応できますか?」「月、年間の勤務時間の上限など希望はありますか」等を全員に尋ねることで厚労省の指導リスクは減らせるかもしれません。時間外労働や休日出勤、転勤、緊急対応等の可否情報を把握する必要がある場合は求人票、募集要項などに関連する情報を載せておくとよいでしょう。どのような情報が必要か質問を変えることの工夫が必要になるでしょう。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。